

令和元年度 第1回 宮城地方労働審議会 ～宮城労働局における労働行政の推進状況～

令和元年11月12日（火） 10時～12時
仙台第四合同庁舎2階共用会議室



ひと、暮らし、みらいのために

宮 城 労 働 局

Miyagi Labour Bureau

目 次

- 1 令和元年度宮城労働局行政運営方針
・・・・・・・・（ 2頁）
- 2 働き方改革による労働環境の整備
・・・・・・・・（3～13頁）
- 3 労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備
・・・・・・・・（14～17頁）
- 4 人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化
・・・・・・・・（18～28頁）
- 5 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
・・・・・・・・（29～30頁）
- 6 安心して働くための労働保険制度の適正な運営
・・・・・・・・（31～33頁）

令和元年度 宮城労働局 行政運営方針

～総合労働行政機関としての施策の推進～

少子高齢化・人口減少が進む中、我が国の活力を維持・発展させていくためには、働き手を確保するとともに、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが不可欠となっています。

こうした状況に対応し、総合労働行政機関として、県民等からの期待及び信頼に的確に応えていくとともに、地域の発展・成長に資するため、署所を含めた一体的な労働行政として、関係機関等との連携の下、施策を展開していきます。

I 働き方改革による労働環境の整備

- ①働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援等
- ②労働者が健康に働くことができる職場環境の整備
- ③雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- ④最低賃金制度の適切な運営、生産性向上の推進
- ⑤総合的ハラスメント対策の推進
- ⑥個別労働関係紛争の解決の促進
- ⑦治療と仕事の両立支援

II 労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備

- ①死亡災害撲滅を目指した対策の推進
- ②過重労働による健康障害防止とメンタルヘルス対策
- ③業種別労働災害防止対策の推進

III 人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

- ①人手不足分野等における人材確保等の総合的な推進、地域雇用対策の推進
- ②雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援
- ③女性の活躍推進等
- ④外国人材の受入れ
- ⑤障害者の活躍促進
- ⑥高年齢者の雇用対策の推進
- ⑦若者や就職氷河期世代の活躍促進
- ⑧人材育成の強化
- ⑨民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

IV 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

- ①育児・介護休業法の確実な周知及び履行確保
- ②次世代育成支援対策の推進

V 安心して働くための労働保険制度の適正な運営

- ①労災保険給付の迅速・適正な処理等
- ②労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- ③滞納整理の強化
- ④電子申請の利用促進
- ⑤口座振替納付制度の利用促進



働き方改革による労働環境の整備

働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援等

働き方改革の取り組みが進むよう中小企業等を支援するため、労働関係各種助成金制度の利用促進を図っている。宮城県内事業者の助成金活用事例を作成し、助成金を活用した県内の中小企業等の取り組みについて広く周知している。

◆キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正社員化や賃金規定・諸手当制度等を新たに規定するなど処遇改善に取り組む事業主に対して助成

◆時間外労働等改善助成金

時間外労働の上限設定、勤務間インターバルの導入、年次有給休暇の促進や所定外労働の削減に取り組む中小企業事業主に対して、外部専門家によるコンサルティング、就業規則の作成費用及び労務管理用機器等の導入経費の一部を助成

* () 内は昨年同時期

コース名	計画認定件数 (令和元年9月末現在)
正社員化コース	214件(236件)
賃金規定等改定コース	9件(13件)
短時間労働者労働時間延長コース	16件(18件)

* () 内は昨年同時期

コース名	申請件数 (令和元年9月末現在)
時間外労働上限設定コース	0件(1件)
勤務間インターバル導入コース	127件(16件)
職場意識改善コース	3件(1件)
団体推進コース	4件(1件)

◆業務改善助成金

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた事業主に対して、その設備投資等の経費の一部を助成

* () 内は昨年同時期

申請件数 (令和元年9月末現在)
10件(6件)

平成31年度業務改善助成金のご案内			
【業務改善助成金】は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援すること、 「事業場内最低賃金（事業場内で適用される「最低賃金」）の引上げを促すための制度です。 （※）引上げ額：事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、 新規設備（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、 その設備の一部を助成します。 ※活用事例を参照して下さい。			
コース	対象となる事業主	助成対象設備	助成率
30円コース (500円未満)	4人以下	事業場内最低賃金を30円引き上げた事業主	4/5
	5人以上	事業場内最低賃金を30円引き上げた事業主	3/4
	7人以上	事業場内最低賃金を30円引き上げた事業主	2/3
30円コース	4人以下	事業場内最低賃金を30円引き上げた事業主	4/5
	5人以上	事業場内最低賃金を30円引き上げた事業主	3/4
	7人以上	事業場内最低賃金を30円引き上げた事業主	2/3

(団体推進コースの活用事例)

- 第10回警備業セキュリティフェア2019
- 開催日：10月19日(土)～20日(日)
- 開催場所：仙台駅「イベントスペース」ほか
- 主催：一般社団法人宮城県警備業協会

助成金を活用した働き方改革を協会全体で促進し、魅力ある職場づくりを進め人材不足解消を目指している。
(ハローワークブースも設置し職業紹介や職業興味検査を実施)



働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援等

宮城県内事業者の
業務改善助成金活用事例業務改善助成金活用事例
～「働き方改革」の推進を目指して～

平成31年4月

労働関係各種助成金
(働き方改革関連)

平成31(令和元年)度



宮城労働局雇用環境・均等室

宮城県内中小事業者の各種助成金の活用事例集を作成し、各種助成金制度の周知を図っている。

業務改善助成金活用事例(宮城県)

パワーゲート付トラックの導入で電線の積込が1人で可能に

企業概要
有限会社 G
宮城県泉平市若柳 / 電気工事業 / 従業員数12人
設備投資総額 1,800,000円
助成金額 1,000,000円

《 設備投資の背景とねらい 》

現場工事用トラックにはパワーゲートが装備されていなかったため、電気工事で使用する電線(ドラムに巻いたもの約300kg)をトラックに積み降ろし、数人で行う必要があった。また現場で電線を降ろす際には路肩での作業が多く、交通量の多い道路では特に危険を伴っていたため、安全面からもパワーゲート付トラックの導入を模索していた。



Act

《 実施内容と成果のポイント 》

パワーゲート付トラック導入で荷卸の省力化と安全を確保

パワーゲート付トラックを導入したことで、電線の積降が少人数で可能になった。
現場で電線を降ろす時も1人で作業可能になり、さらに安全に作業を行えるようになった。
●電線の積み込みの省力化を図ることによって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(最低賃金)を6.5円引き上げた。



パワーゲートを立てたトラック ↑
資材を積み降ろしを容易にした



10

業務改善助成金活用事例(宮城県)

三つの機器導入効果で経営指標も向上

企業概要 ラーメン店 D
宮城県遠田郡美里町 / 従業員 6名
設備投資総額 1,352,574円 助成金の額 1,000,000円



半調理食材を真空機でパックにして
冷凍ストッカーで保管



調理時間短縮に力を発揮している餃子焼き器



店内カウンター席

Act

■改善課題と狙い……

店のメインメニューのラーメンは餃子とセットで注文を受けることが多い。調理時間は、ラーメンは約5分、餃子は約8分。この時間差をできるだけ縮めれば同時配膳が可能になり、集中的にお客様が来店する昼食時間帯の客席回転も良くなる。

また、半調理食材の仕込を客足の少ない日や時間帯に数日分をまとめて作り置きしておけば、調理時間だけでなく時間外労働も減らすことができる。店では以上の点に着目して三つの機器を導入して業務を改善した。

■導入機器と効果……

「圧力式自動電気餃子焼き器」は、経験の浅い従業員でも美味しい餃子を安定的に作るができるうえ、従来の手焼きから3分間ほど調理時間が短いため、ラーメンとの同時配膳が可能になった。

「真空機」は、単なる脱気ではなく食材内部の空気まで抜いて真空パック化する。「冷凍ストッカー」とセットで使うことにより、餃子はもとよりスープのたれ、具材、カット済み肉野菜など食材の旨味を損わずに長期冷凍保管できるようになった。

これら一連の業務改善によって客席回転率、売上・利益率など経営指標も良くなり、従業員の賃金も上げることができたため人材も確保しやすくなった。

●調理時間の短縮や食材の保管効率のUPにより生産性が向上し、3人の従業員の時間給を6.0円引き上げた。

7

働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援等

令和2年4月からの中小企業に対する時間外労働の上限規制の円滑な適用に向けて、今後は、働き方改革関連法の全般的周知から、周知が不足している内容と対象集団を絞り、集中的な周知を図っていく。

また、業所管省庁の協力を得て、大企業・親企業の働き方改革を進めるに伴い（長時間労働の削減等のため）、下請事業者に対して、①適正なコスト負担を伴わない短納期発注、②急な仕様変更などの「しわ寄せ」防止対策に取り組む。

⇒「集中的施策パッケージ」として実施。

<集中的施策パッケージの概要>

施策1 まだ知られていないこと・まだ届いていない人に狙いを定めた周知

上限規制の適用に関する集中的な周知

- ・「生の声」を基に「悩み」から解決策を示す逆引きパンフレットを新たに作成【10月】
- ・上限規制の適用を受ける「労働時間の考え方」に関するリーフレットを新たに作成【9月】
- ・好事例集の充実（「働き方改革のヒント」の改訂）【10月】
- ・集中的広報（政府広報、マスメディアを活用した広報、「周知ルート」による広報、業所管省庁による業界団体を通じた広報、動画による広報、広報誌「厚生労働」）【10月～】
- ・社労士や商工会等の経営指導員を通じた顧問先・巡回先事業場に対する労働局・労基署主催の説明会への参加勧奨【10月～】
- ・あらゆる機会を捉えた支援センターの利用勧奨【10月～】

36協定未届事業場に対する丁寧なフォロー

- ・自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場への案内文の送付【10月～】

特別条項（月80時間超）締結事業場（中小企業）に対する集中的な対応

- ・特別条項（月80時間超）付き36協定を届け出た中小企業に対して、説明会の開催のほか、説明会への不参加事業場に対しては個別の訪問等により、上限規制について周知を図り、上限規制に対応した36協定を締結できるよう、相談支援や助成金等の支援策の利用を確実に勧奨【10月～】

施策3 働き方改革に取り組みやすい商取引環境の整備

「しわ寄せ」防止総合対策の着実な推進【7月～】

- ・業所管省庁から所管業界団体への「しわ寄せ」事例、「しわ寄せ」改善・防止事例の周知【10月～】
- ・「しわ寄せ」防止キャンペーン月間【11月】
 - 大企業等への直接要請等の実施
 - インターネット広報やポスター・リーフレットによる周知啓発など

施策2 まだ間に合う・もっと使える助成金へ

時間外労働等改善助成金（上限設定コース）の見直し（~~不~~切延長と利便性向上）

- ・申請期限（11月29日）を1～2か月程度延長
- ・上限設定コースの助成内容を解説する分かりやすい動画の作成・リリース【10月】

- ・業所管省庁から所管業界団体（中小企業）への助成金活用 of 集中的後押し【9月～】

時間外労働等改善助成金（団体推進コース）の見直し（~~不~~切延長）

- ・申請期限（10月31日）を1～2か月程度延長

労働者が健康に働くことができる職場環境の整備

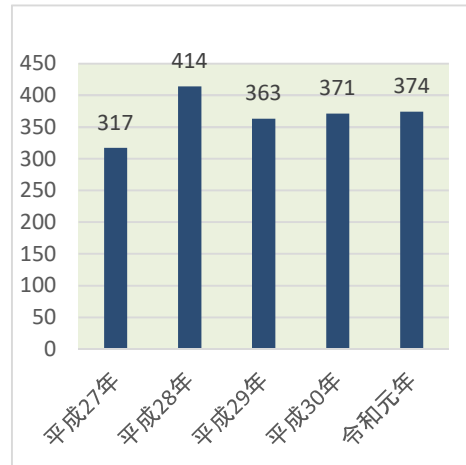
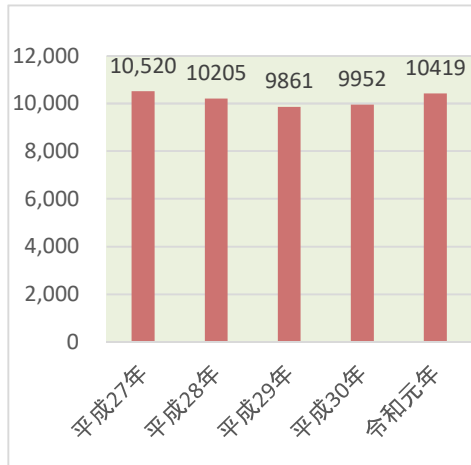
長時間労働は労働者の健康に悪影響を与え過労死等につながるだけでなく、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭生活を阻む原因となっている。このため、改正労働基準法、改正労働安全衛生法等の周知を図り、過重労働のおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理、健康管理に関する監督指導等を実施している。

(1) 長時間労働の是正

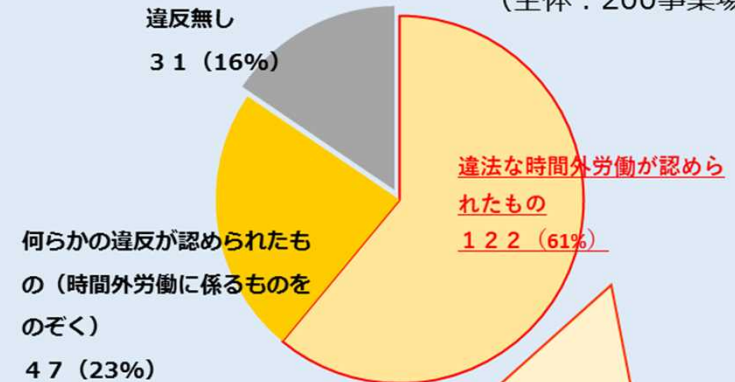
- 平成31年4月から令和元年9月までの間に、長時間労働が疑われる事業場、200事業場に対し監督指導を実施。
- うち、122事業場において、違法な時間外労働が認められた。
- これらの事業場のうち、最も時間外労働の実績が長い労働者の実績が、80時間を超えていたものの数は、約70%に当たる85事業場に及んだ。

(2) 労働条件の確保・改善対策の推進

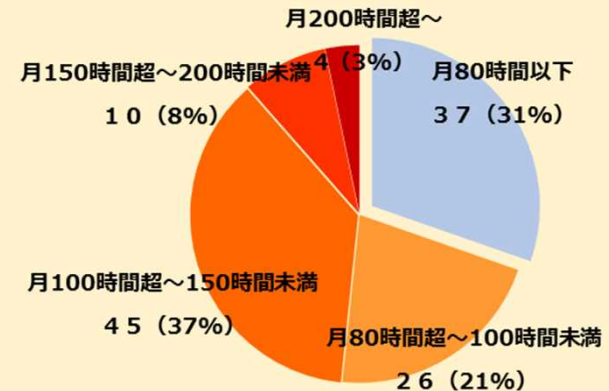
- 相談受付件数の推移（各監督署）
 - 申告受理件数の推移（各監督署）
- （4月1日から9月末まで）



長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の状況
(全体：200事業場)



違法な時間外労働が認められた事業場において最も時間外労働の実績が長い労働者の実績の状況
(全体：122事業場)



最低賃金制度の適切な運営、生産性向上の推進

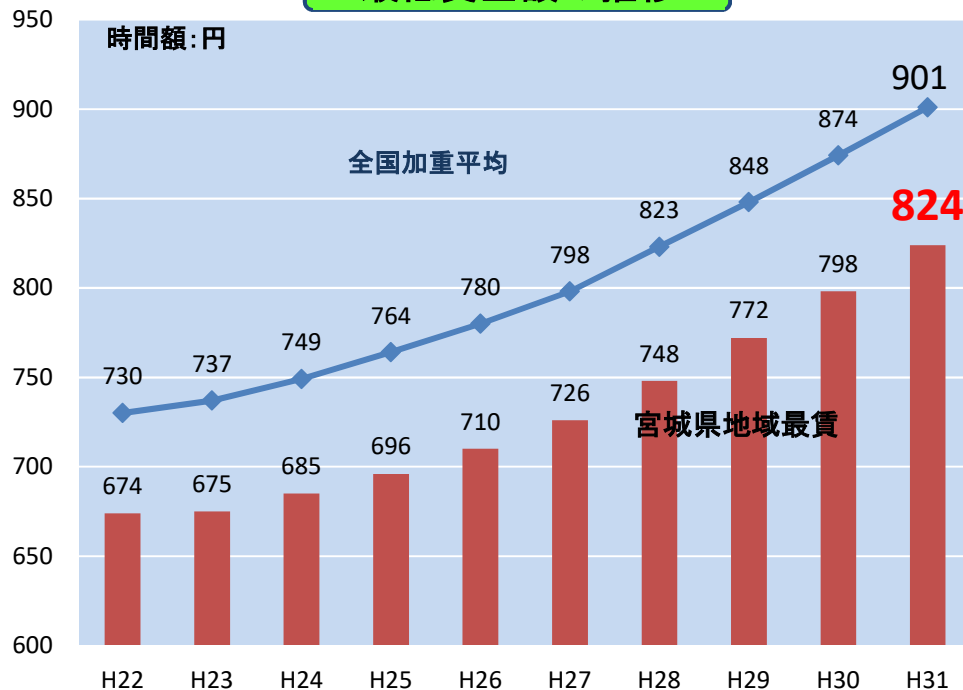
宮城県最低賃金は本年10月1日から26円引き上げられ、時間額824円に改正された。改正後の最低賃金額を事業主、労働者のみならず、県民の皆様幅広く周知することが重要であり、効果的な周知・広報を図り、最低賃金履行確保に向けた取組を実施している。

令和元年最低賃金改定

昨年度と同額の26円引上げ

時間額824円

最低賃金額の推移



周知広報の実績

仙台市営地下鉄全車両に10月の1か月間、最低賃金改正の周知ステッカーを掲示

9月28日にユアテックススタジアム「J」リーグ ベガルタ仙台対横浜・Fマリノス戦において両ゴール裏にLEDフィールドサイン広告(TV中継あり)を掲出

労働局ホームページ、メールマガジンからの情報提供

行政機関、教育機関、労使団体等に俳優の松重豊さんを起用したポスター掲示、パンフレット、リーフレットの配布など



最低賃金が、
ことしも
変わります。

確認しよう！
宮城県 最低賃金
824円 (時間額)
令和元年
10月1日から
26円
UP

優りまでも、働くまでも、最低賃金のルール。
労使共々、守るべき、公平なルール。

宮城県労働局

総合的ハラスメント対策の推進

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントや、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントについて、労働者から多数の相談が寄せられている。これらの職場におけるハラスメントは、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させることから、予防・解決に向けた取組の促進が図られるよう、積極的な助言、指導を行っている。

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります

1. ハラスメント対策の強化

(1) パワーハラスメント防止対策の法制化

(労働施策総合推進法の改正)

- ・職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上の措置を事業主に義務付け。
- ・パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことが可能。

(2) セクシュアルハラスメント等の防止対策の実効性の向上

(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正)

- ・セクハラ等の防止に関する国、事業主及び労働者の責務が明確化。
- ・事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことの禁止を義務付け。
- ・事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行った場合に、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への協力を求められた時はこれに応じるよう努力義務化。
- ・調停の出頭・意見聴取の対象者が拡大。

○施行期日

公布日(令和元年6月5日)から起算して1年以内の政令で定める日

○施行に向けた今後の取組

円滑な施行に向けて、説明会、ホームページ、メールマガジン等あらゆる機会を捉えて周知する予定。



いじめ・嫌がらせ労働相談件数

平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度 9月末現在 (宮城)
宮城	全国	宮城	全国	宮城	全国	
1,206 件	70,917 件	1,217 件	72,067 件	1,259 件	82,797 件	756件

いじめ・嫌がらせに係る労働局長の助言・指導件数

平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度 9月末現在 (宮城)
宮城	全国	宮城	全国	宮城	全国	
49 件	2,206 件	35 件	2,249 件	33 件	2,599 件	28件

いじめ・嫌がらせに係る紛争調整委員会のあっせん件数

平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度 9月末現在 (宮城)
宮城	全国	宮城	全国	宮城	全国	
27 件	1,643 件	33 件	1,529 件	29件	1,808 件	10件

セクハラ相談件数

平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度 9月末現在 (宮城)
宮城	全国	宮城	全国	宮城	全国	
184 件	7,526 件	175 件	6,808 件	165 件	7,639 件	76件

妊娠・出産・育児・介護休業不利益取り扱いに関する相談件数

平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度 9月末現在 (宮城)
宮城	全国	宮城	全国	宮城	全国	
377 件	20,808 件	549 件	18,745 件	384 件	15,610 件	197件

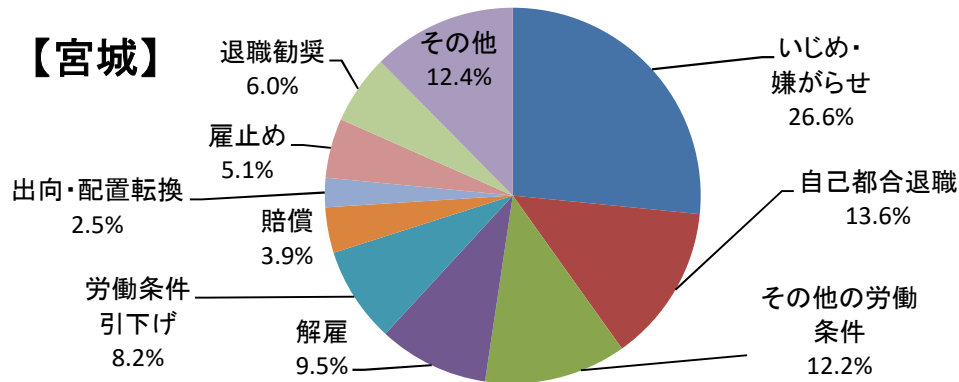
個別労働関係紛争の解決の促進

労働相談件数は依然として高止まりの状況であり、その内容はいじめ・嫌がらせを含む各種ハラスメント、自己都合退職、解雇等多岐にわたり相談内容も複雑困難化している。

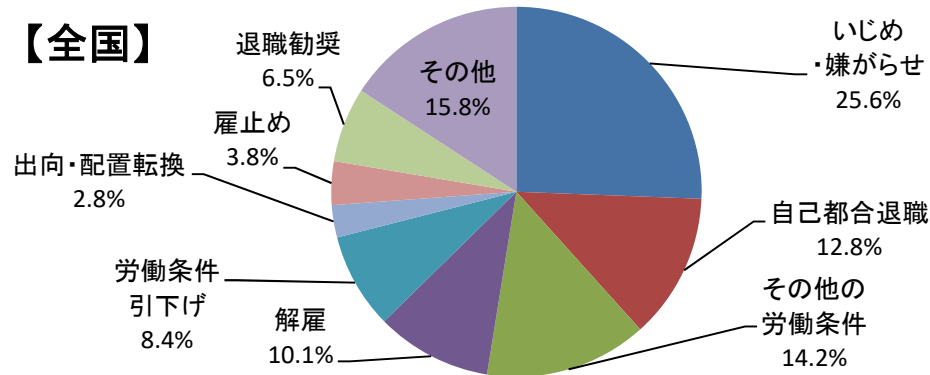
このような現状において労働問題の総合的機関として幅広く相談を受け付け、適切な関係機関窓口への取次ぎや情報提供を行うため、宮城労働局及び管内の監督署に「総合労働相談コーナー」を設置し、「ワンストップ・サービス」の機能を維持するとともに、内容に応じて助言・指導、あっせんを教示する等、より円満・迅速な紛争解決を図っている。

H30年度 個別労働紛争関係相談内訳

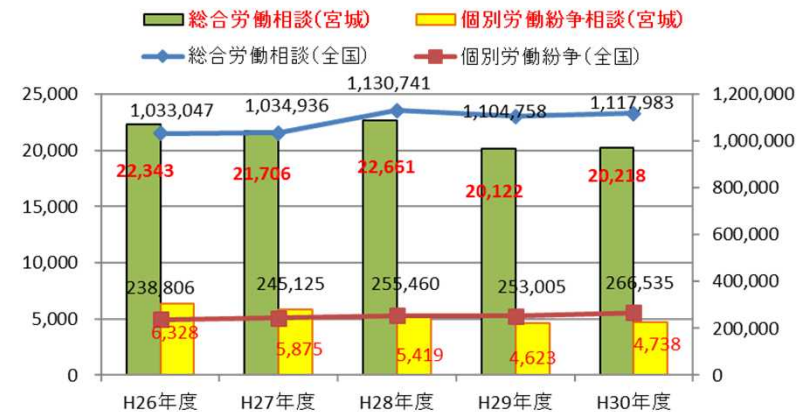
【宮城】



【全国】



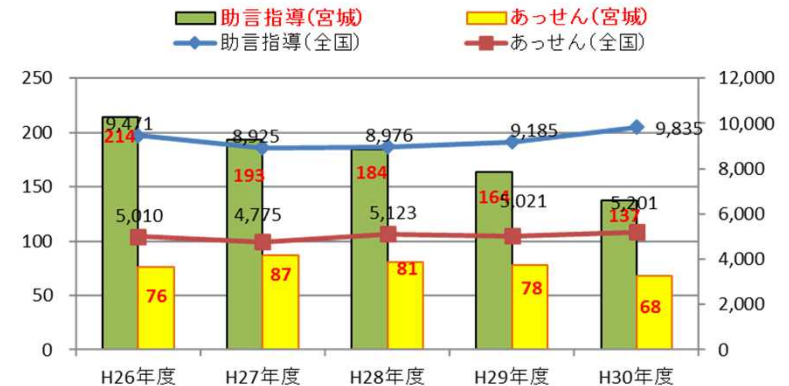
相談件数の推移



※総合労働相談: 労働局に寄せられたすべての労働相談

※個別労働紛争相談: 総合労働相談のうち、個々の労働者と事業主との間の紛争(労基法等の違反に係るものを除く)に係る相談

助言指導申出・あっせん申請件数の推移



治療と仕事の両立支援

疾病を抱える労働者が治療を行いながら仕事を継続することができるように、企業における両立支援制度導入促進のための周知・啓発を行うほか、地域の関係者が連携し、横断的な取組の促進を図るとともに、がん診療連携拠点病院との連携の下、個々の病状や治療状況を踏まえた就職支援を行っている。

課題

治療と仕事の両立支援に係る職場環境の整備

両立支援ガイドライン^(注)の普及促進
(注) 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

マニュアル^(注)の普及促進
(注) 企業と医療機関の連携のためのマニュアル

相談窓口・連携する医療機関の案内

ハローワークの就職支援ナビゲーターを中心に就職支援
(がん診療連携拠点病院と連携)
H31年度(R元年度)長期療養就職支援事業実績【第2・四半期まで】
(1) 相談件数 124件
(2) 紹介件数 100件
(3) 両立求人の確保人数 89人

各種説明会等で周知

今後の取組

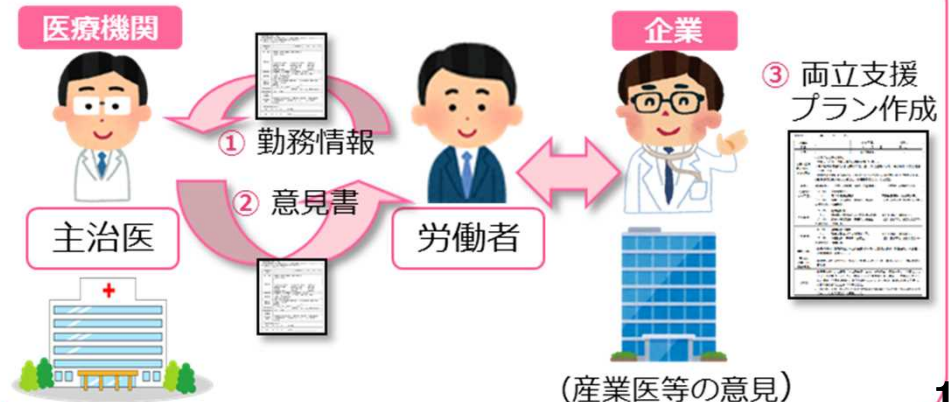
上半期の取組の強化に加えて、

- 労働基準監督署が宮城産業保健総合支援センターと共催で両立支援を含むセミナーの実施(10月～12月)
- 宮城県地域両立支援推進チームとしての取組
- 治療と仕事の両立支援シンポジウムの開催

日時 令和2年1月14日
会場 仙台国際センター
内容 基調講演、パネルディスカッション(パネリストには地元企業も出席)

ガイドラインに基づく両立支援の進め方

※ 両立支援の検討は、労働者からの申出から始まる。



労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備

死亡災害撲滅を目指した対策の推進

第13次労働災害防止推進計画の2年目となる令和元年度は、平成30年度に急増した死亡災害を撲滅させるため、労働災害防止団体、事業者団体及び業界団体等に対し必要な情報を提供するほか、全国安全週間、全国労働衛生週間、年末・年始労働災害防止強化運動に連携した取組を行っている。

死亡災害等の増加に伴う対策

○死亡者数 昨年20人→本年13人（9月末現在）

宮城労働局管内の労働災害は、本年1月から5月末までで死亡者数が10人と、昨年同期と比べ2人増加し、かつ、4月から5月末までの死亡者数は過去10年で最も多い6人となった。



○ 死亡災害急増を踏まえた「死亡災害撲滅のための緊急対策（6月17日～7月31日）」を実施

- ① 「Safe Work ゼロ災 MIYAGI」のロゴマーク制定
- ② 局長公開パトロール及び局署一斉パトロールの実施
- ③ 死亡災害撲滅に係る対応文書要請（188団体）
- ④ 災防団体、公共工事発注機関、事業主団体等に対して実施
- ⑤ 各事業場の安全自己診断の実施（災防団体と連携）
- ⑥ 緊急対策記者発表（6/17）、ホームページ掲載、メルマガ等



本年1月から9月末までの死亡者数は13人と、昨年同期に比べ7人減少した。また、休業4日以上之死傷者数は9月末時点で前年同期と比べ240人減少（-13.4%）した。

◎「死亡災害撲滅のための緊急対策」 ⇒効果：死亡災害増加への歯止め

死亡災害撲滅のための今後の取組

◎引き続き死亡災害の抑制を図る

- ① 「Safe Work ゼロ災 MIYAGI」のロゴマーク普及（事業場内外の安全衛生意識向上策）
- ② 年末・年始労働災害防止強化運動（12月及び1月）の取組・局長公開合同パトロールの実施
- ③ 安全衛生専門家会議による労働災害防止対策の検討・協議
- ④ 冬季転倒防止対策の取組（STOP！転倒災害プロジェクト）
- ⑤ 建設業「Safe Work向上宣言」に係る取組の一層の展開
- ⑥ フルハーネス型墜落制止用器具の使用による改正安衛則の周知

死亡災害の比較（5月末時点及び9月末時点の前年比較）



過重労働による健康障害防止とメンタルヘルス対策

企業の積極的な取組の促進を図るため、あらゆる機会を捉え周知啓発を行っている。また、長時間労働を原因とする労災請求事案に対し、長時間労働の是正とともにメンタルヘルス対策も含め健康障害防止措置を指導している。

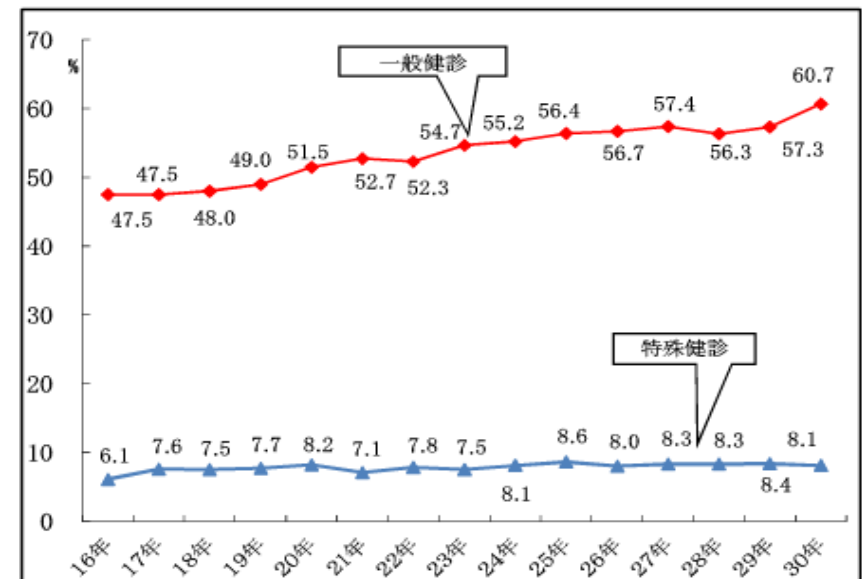
過重労働による健康障害防止

- 改正労働安全衛生法の周知
事業場に対する個別指導、安全大会や各種団体の会議などあらゆる機会を通じて、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働者の面接指導（労働時間の状況の把握を含む。）について、説明・指導
- 長時間労働を原因とする労災認定請求事案への対応
労災認定請求事案全数について、事業場に対する指導を実施し、長時間労働が認められた場合には、適正な労働時間管理、健康管理の実施を指導
- 健康診断及び事後措置等の徹底の周知・啓発
全国労働衛生週間（10/1～10/7）、職場の健康診断実施強化月間（9月）などにおけるプレスリリース、メルマガ、各種団体等における取組要請など
- 労働基準監督署単位でのセミナー開催
宮城産業保健総合支援センターと共催で、過重労働による健康障害防止、メンタルヘルス対策を含むセミナーの実施（10月～12月）
- ストレスチェック制度の実施指導
労働基準監督署において、ストレスチェックを未実施の事業場に対して、個別に指導を実施
- 各種団体、地方公共団体との連携
宮城県「スマートみやぎ健民会議」、仙台市「仙台いきいき市民健康フォーラム」と連携し、各種会合等において相互に資料配付など

小規模事業場への支援

- 地域産業保健センターの利用促進
産業医の選任義務がない労働者数50人未満の事業場における健康確保対策を推進するため、
 - ・ 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取
 - ・ 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
 - ・ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
 - ・ 長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導
 - ・ 事業場の個別訪問による産業保健指導
 などの事業の周知・利用勧奨

健康診断種類別・有所見者率の推移



業種別労働災害防止対策の推進

建設業対策（復興関連工事等対策を含む）

○建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議

公共工事発注機関（東北地方整備局、東北農政局、宮城県）、建設業関係団体（災害防止団体を含む）と労働局を構成員とする「建設工事関係者ゼロ災推進連絡会議」を開催（7/26）。

合同安全パトロール（12月予定）と建設業における「Safe Work」の統一的な取組（宣言・ロゴマーク使用等）を行うこととした。



製造業対策

○重篤災害に結び付くクレーン、移動式クレーン、フォークリフト等の労働災害防止への対応

- ・ 全国造船安全衛生対策推進本部宮城県支部と所轄署（仙台署6/18・石巻署6/5）が合同で安全衛生パトロールを実施。
- ・ 造船業（気仙沼）に対し、安全管理特別指導事業場に指定し、継続した指導を実施。
- ・ 製造業（荷役運搬機械等）に対する監督・個別指導の実施。

陸上貨物運送事業対策

○荷役災害防止対策

- ・ 局、陸運関係者・事業者、荷主関係団体等との荷役災害防止のための協議会の開催（9月）
- ・ 荷役5大災害防止対策の周知（ポスター「荷役災害防止のための安全チェック2019」）

業種別労働災害防止対策の今後の取組

○製造業対策の取組

- ・ 食料品製造業：災害多発事業場への監督・指導の実施
- ・ 食料品製造業以外：荷役運搬機械所有事業場への監督・指導

○建設業対策の取組

- ・ 高所作業及び重機作業に係る工事への監督・指導の実施
- ・ 復旧・復興工事ゼロ災パトロールの実施（石巻署）

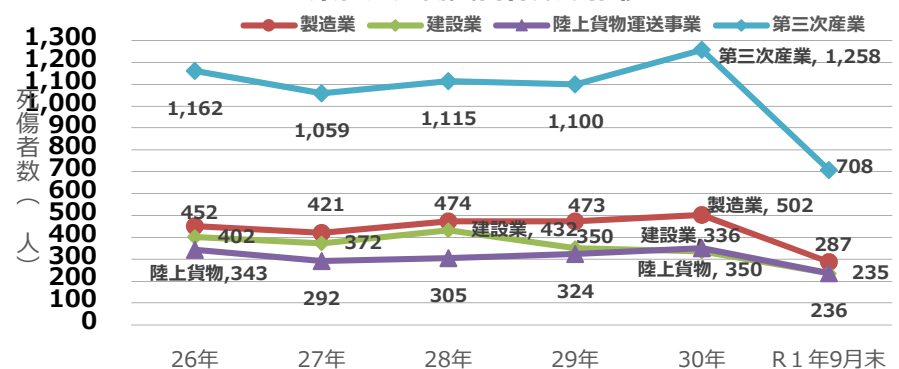
○陸上貨物運送事業対策の取組

- ・ 荷主等に対する荷役災害防止講習会の開催（参加勧奨等）
- ・ 荷役災害防止のための協議会の開催（第2回）

○小売業・飲食店対策の取組

- ・ 「働く人に安心で安全な店舗施設づくり推進運動」取組
- ・ 飲食店関係団体への集団指導の実施

業種別労働災害件数の推移



	26年	27年	28年	29年	30年	R1年9月末
全産業 災害件数	2,510	2,282	2,467	2,385	2,589	1,550
うち製造業割合	18.0%	18.4%	19.2%	19.8%	19.4%	18.5%
うち建設業割合	16.0%	16.3%	17.5%	14.7%	13.0%	15.2%
うち陸上貨物運送業割合	13.7%	12.8%	12.4%	13.6%	13.5%	15.2%
うち第三次産業割合	46.3%	46.4%	45.2%	46.1%	48.6%	45.7%

人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

人材確保対策の推進

- [illegible]

人材総合支援コーナーの取組

- [illegible]

関係機関等との連携

- [illegible]

地域雇用対策の推進

- 地域雇用活性化推進事業
 - 気仙沼市において事業開始（令和元年10月1日～令和4年3月31日）
 - 【事業概要】
 - ・ 水産業を中心とした関連産業や建設業、医療・福祉分野等を重点産業分野として設定し、魅力的な雇用の確保を図る講習会等を実施。
 - ・ 新規卒卒者やUIターン転職者、外国人等の求職者を中心に、地域企業による出前講座や職場体験研修等を実施。
 - ・ 上記を利用者した事業主・求職者等を対象とした企業合同説明会、企業訪問ツアー等を実施。
- 宮城県県南地域雇用開発計画
宮城県が策定した計画について、9月に宮城地方労働審議会への説明と意見聴取を実施。10月1日付けで厚生労働大臣の同意が得られた。

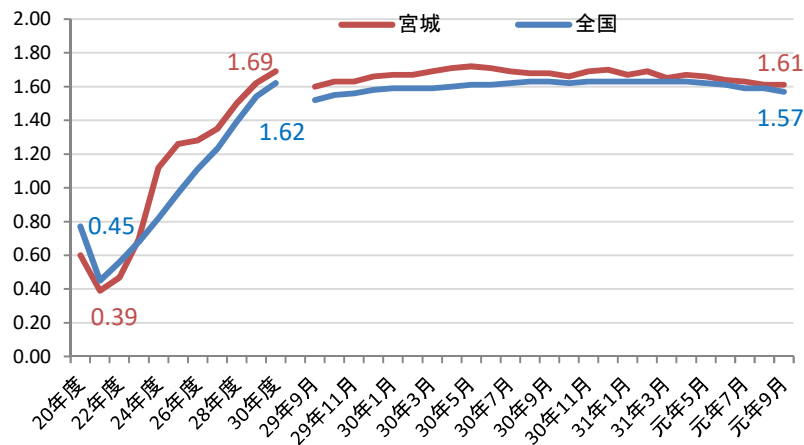
人手不足分野の就職件数

	①年間目標数	②9月末実績	③進捗率 (②/①)
就職件数	7,545人	4,168人	55.2%

雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援

求職者に対し求職者担当制によるきめ細かな就職支援を行うとともに、求人者に対し応募しやすい求人条件や求人票記載内容に係る助言・援助を行っている。

有効求人倍率の推移



主要3指標の実績

ハローワークの実績を表す主要指標として3指標を設定。
※新規学卒を除く、一般（中途採用者）の数値。

	①年間目標	②9月末実績	③進捗率 (②/①)
就職件数 (常用)	30,697	15,589	50.8%
充足件数 (常用)	30,742	15,667	51.0%
雇用保険受給者の 早期再就職件数 (4～8月累計)	10,018	5,176	51.7%

求人者に対する充足支援の更なる強化

○求人票作成支援や雇用管理改善提案などによる
積極的・能動的な人材の早期確保支援の推進

- ・ 応募しやすい求人票の作成支援
- ・ 求人条件の改善・緩和提案
- ・ 雇用管理改善提案
- ・ 求人充足検討会議による充足支援
- ・ 求職者のニーズに係る情報提供
- ・ 求職者の確保（求職開拓）への取組



求職者に対する就職支援の更なる強化

○求職者担当制の実施などによる積極的・能動的な早期就職
支援の推進

- ・ 職種転換を含めた求人の提案
- ・ 応募書類の作成支援
- ・ 面接支援
- ・ 資格取得・知識習得のための
職業訓練の提案
- ・ 会社説明会・就職面接会への
参加勧奨
- ・ 就職後の定着支援



女性の活躍推進等

女性が職場で能力を発揮し活躍できる社会を実現するため、女性活躍推進法が平成28年4月1日より施行されている。現在は従業員数300人以下の中小企業は一般事業主行動計画の策定・届出が努力義務となっているため、中小企業においても女性活躍の重要性を理解し、取組を加速させていくことが求められている。

女性活躍推進法等の改正について

■女性活躍の推進

1 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大

- 一般事業主行動計画の策定義務の対象が、常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大。

2 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化

(1)301人以上の事業主については、情報公表項目について、「①職業生活に関する機会の提供に関する実績」、「②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」の各区分から1項目以上公表することに改正。

(2)女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化及びその履行確保のため、情報公表義務の対象が101人以上の事業主に拡大。

3 「プラチナえるぼし（仮称）」の創設

- 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））を創設。

○施行期日

公布日(令和元年6月5日)から起算して1年以内の政令で定める日

○施行に向けた今後の取組

円滑な施行に向けて、説明会、ホームページ、メールマガジン等あらゆる機会を捉えて周知する予定。特に、行動計画の策定・届出が義務化される企業(101～300人規模)へはDM送付、集団指導を実施予定。

一般事業主行動計画策定届出企業数

	301人以上企業			300人以下企業
	①企業数	②行動計画届出企業数	③届出率(②/①)	行動計画届出企業数
平成30年9月末現在	230社	229社	99.6%	54社
令和元年9月末現在	231社	229社	99.1%	58社

女性活躍推進法にかかる認定企業（えるぼし認定）

全国	宮城	認定マーク「えるぼし」		
648社	4社	<1段階目>	<2段階目>	<3段階目>



宮城県内の認定企業（4社）

- 【卸売・小売】 ホシザキ東北（株）（2段階目）
- 【金融】 （株）七十七銀行（3段階目）
- 【情報通信】 （株）NTT東日本－東北（2段階目）
- （株）日立ソリューションズ東日本（2段階目）

* 令和元年9月末現在 エるぼし認定申請3件受付・審査中

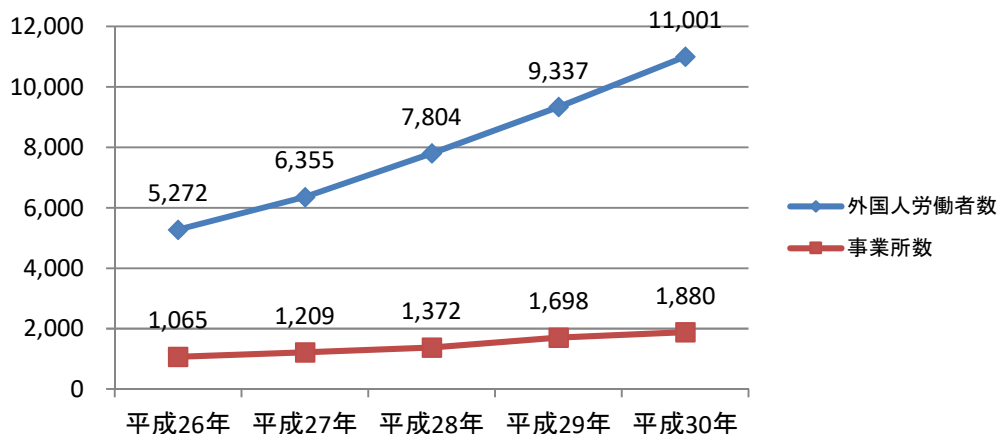
外国人材の受入れ

県内の外国人労働者数が増加するなか、外国人労働者が安心してその有する能力を有効に発揮できる職場環境の整備に向けて、外国人を雇用する事業主に対して指導や相談支援を行っている。

宮城県内の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

【平成30年10月末時点】

■外国人労働者数	11,001人	(前年度比17.8%増)
■外国人雇用事業所数	1,880か所	(前年度比10.7%増)



新たな外国人材の受入制度周知・啓発

- ・「外国人材の受入・活用に関する関係機関等連絡会議」（宮城県主催）に参画して、国及び地方機関、経済団体、業界団体と「特定技能」に関する意見交換、情報共有を実施。
- ・「外国人材の受入・活用にかかる石巻地域の連絡会議」に出席して、自治体関係者や業界団体、事業主等に対し、特定技能に関する制度説明及び外国人雇用状況届出制度、外国人雇用管理指針の周知・啓発を実施。
- ・「農業特定技能協議会」（東北農政局主催）の構成員として、特定技能（農業分野）に関する情報共有及び自治体や農協関係者、事業主等に対して制度の周知・啓発を実施。

外国人雇用状況届出制度の周知及び雇用管理指導等の実施

- ・「外国人雇用状況届出制度」「外国人雇用管理指針」について、6月の外国人労働者問題啓発月間を中心に関係機関や事業主への周知・啓発を実施。

- ① 労働局ホームページ、労働局メルマガを利用した広報
 - ② 関係機関へのポスター、パンフレットによる広報
 - ③ 経済5団体へのメルマガ掲載による広報依頼
- ・ 監督署と安定所合同による事業所訪問の実施（留学生及び技能実習生を多数雇用している事業所11社訪問）



留学生の就職支援の促進

- ・ 仙台新卒応援ハローワーク内に「留学生コーナー」を設置し、就職支援を行うとともに、東北イノベーション人材育成コンソーシアム運営会議に参画し、宮城での就職を希望する留学生を支援。
- ・ 留学生受入希望の事業所向けのセミナーにおいて、外国人の雇用状況や雇用管理について説明（令和元年8月）。

外国人労働者の労働条件確保対策

- (1) 関係機関との相互通報（平成31年3月～9月末）
 - ① 外国人技能実習機構からの通報件数 6件
 - ② 出入国管理庁からの通報件数 17件
 - ※ 当局からの通報はなし。
- (2) 外国人労働者相談コーナーで受けた相談件数（平成31年4月～9月末）
79件（他局の事案含む）

障害者の活躍促進

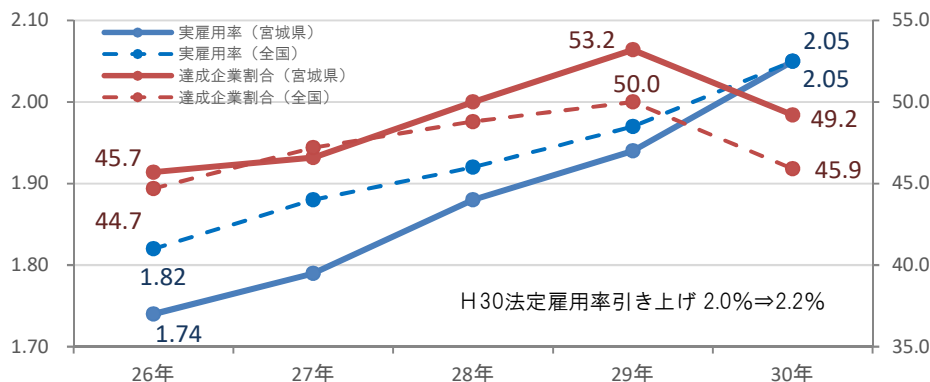
障害者の就労意欲が高まりを見せる中で雇用の促進を図っていくため、福祉・教育・医療機関や職業能力開発などの機関と連携し、多様な障害特性に応じた就労支援や職業紹介と一体となった雇用率達成に向けた指導を行っている。

令和元年6月1日に向けた取組を宮城県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部と共同で実施

■平成30年6月1日現在の障害者雇用状況

法定雇用率（2.2%）

- (1) 障害者実雇用率 **2.05%**
- (2) 達成企業割合 **49.2%**



■令和元年6月1日に向けた取組に当たっての目標値

- (1) 障害者実雇用率 **2.12%**
- (2) 達成企業割合 **52.5%**

■宮城県等と連携した取組

- ・宮城県、仙台市と労働局及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部の4機関幹部による経済5団体への訪問、企業への文書による障害者の雇用促進・維持等に関する要請
- ・みやぎ障害者合同面接会の開催（平成31年4月26日）
参加企業数：**58企業**（前年度45企業）
参加求職者数：**223人**（前年度228人）

■労働局とハローワークの取組

- ・県内45.5人以上規模企業への障害者就職の促進（前年度50人以上規模企業）
障害者就職件数：**976件**（前年度702件）
- ・雇用率未達成企業への指導・支援の強化
指導件数：**596件**（前年度381件）
- ・雇用率未達成公的機関への指導強化
指導機関数：**23機関**（前年度13機関）

障害特性に応じた就職支援の実施

- ・精神障害者、発達障害者に対する就労支援
精神・発達障害者雇用トータルサポーター等をハローワークに配置し、カウンセリングから就職後のフォローアップまでの継続的な就労支援を実施。
また、一般の従業員を対象に精神・発達障害に対し正しく理解し職場における応援者となっていただくべく「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催。養成講座参加者数：**353名**
- ・障害者就労支援機関による事業所向け情報交換会の開催
令和元年7月24日に宮城県庁講堂において「障害者就労支援機関による事業所向け情報交換会（EXPO）」を開催し、福祉・教育・医療から雇用への推進に取り組んだ。
参加支援機関：**25事業所**（前年度24事業所）
参加企業：**39社**（前年度49社）
- ・障害者合同就職面接会の開催
宮城県との共催により、県内3地域（仙台・石巻・大崎）において開催し、障害者の雇入れを支援。
参加企業数：**134企業**（前年度134企業）
参加求職者数：**559人**（前年度499人）

難病患者等の活躍推進

難病患者に対しては、難病相談支援センターと連携を図り、就職支援をした。
令和元年9月末現在 相談件数：**344件**（前年同月264件）
就職件数：**22件**（前年同月13件）

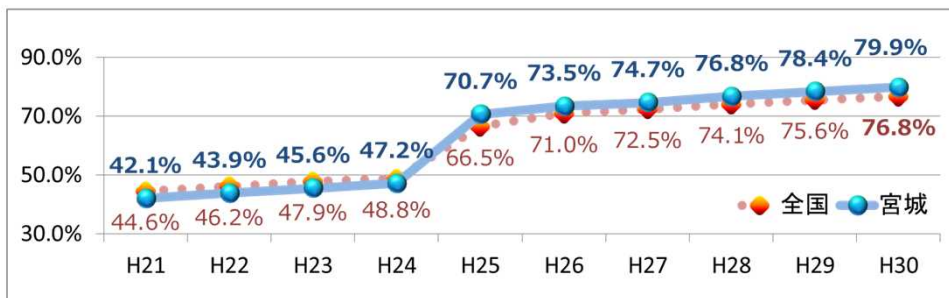
高年齢者の雇用対策の推進

生涯現役社会の実現に向け、高年齢者の再就職の促進を図るため、「生涯現役支援窓口」の拡充、「高齢者スキルアップ・就職促進事業」による、未経験分野への就職促進及び高齢者が地域で働ける場や活躍できる場を広げるため、「生涯現役促進地域連携事業」について実施地域の拡大に取り組んでいる。

平成30年度 高年齢者雇用状況報告

平成30年度高年齢者雇用状況報告を実施し、2,625社の集計結果として宮城局では65歳までの雇用確保措置実施企業は**99.7%**となった。その中でも65歳以上まで働ける企業が年々増加している。

希望者全員が65歳以上働ける企業



定年延長・継続雇用の延長に向けた環境の整備

「高年齢者活躍促進セミナー」の開催

生涯現役社会の実現に向けて、年齢に関わりなく働けるよう、継続雇用延長や定年引上げ等に向けて一步前進を促すことを目的として「高年齢者活躍促進セミナー」を開催。令和元年度の予定については以下のとおり。

仙台会場	11月 8日 (金)	石巻会場	12月 4日 (水)
古川会場	12月 9日 (月)	大河原会場	12月 12日 (木)

セミナーでは、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の65歳超雇用推進プランナーによる「定年後の継続雇用を考える」をテーマとした講演、また、機構の担当者から「65歳超雇用推進助成金」の活用についても説明を実施。

高年齢者の再就職支援

(1) 生涯現役支援窓口事業

生涯現役支援窓口は、55歳以上の方で再就職を目指す方に対して、シニア世代の採用に意欲的な企業の求人情報の提供など、多様な就業ニーズに応じた就労支援を実施している。

今年度から、仙台・石巻・古川・大河原所で実施している。

(2) 高齢者スキルアップ・就職促進事業

高齢者へ再就職に必要な能力を習得させる技能講習や職場見学・職場実習等を実施している。(委託：(株)東京リーガルマインド)

技能講習(介護、保育、清掃など) 7回 予定

職場見学・職場実習(事務、警備など) 42回 予定

(3) 生涯現役促進地域連携事業(平成29年度開始)

○東松島市生涯現役促進地域連携事業推進協議会で実施中

- ・高齢者向けセミナーの開催

- 就労しているシニアの方を講師として就労体験談の講演

- ・就農を目指したスキルアップセミナーの実施

- 座学と実習を組み合わせ土づくりから収穫までを実体験するセミナーを開催(通年全6回開催予定)

○仙台市生涯現役促進協議会で開始(令和元年5月～)

- ・仕事を探している方と高年齢者雇用を考えている事業主向けに雇用・就業相談窓口を開設している。

- ・ニーズ調査を実施し、事業所向けセミナーや合同説明会等についても開催を予定している。



若者や就職氷河期世代の活躍促進

次代を担う若者が正社員として安定した雇用の中で社会生活が送れるよう学校や県など関係機関と連携を図り、就職面接会等の就職支援や職場定着支援を行うとともに、ユースエル認定制度の周知・普及に取り組んでいる。また、就職氷河期世代を含むフリーター等の正社員就職の促進、地域若者サポートステーションとの連携による若年無業者の職業的自立支援に取り組んでいる。

新規学卒者の就職支援

県内各ハローワークに「ジョブサポーター」を配置し、新規学卒者の在学中から就職後の職場定着まで一貫した支援を実施します。

【1 高校】

各高校の就職支援ニーズの把握に努め、求人開拓、就職準備講習、個別相談、就職面接会等の支援、就職後は電話・訪問による定着支援を実施。

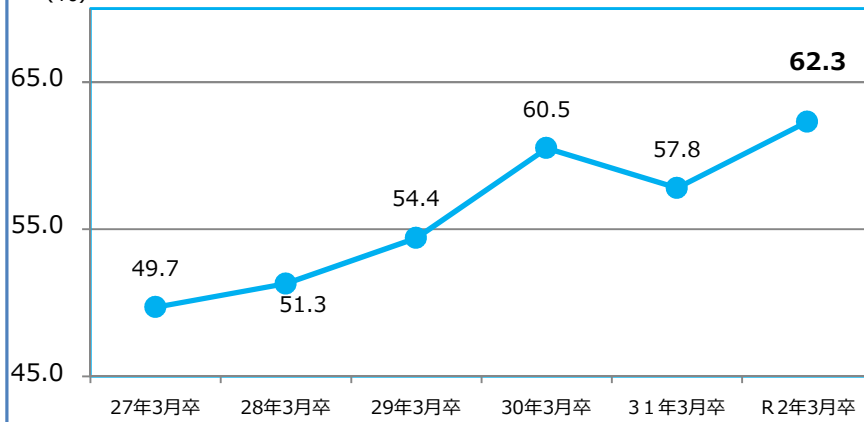
- ・「高校生のための合同企業説明会」：企業392社、生徒3,483人
- ・「企業と教諭との就職懇談会」：企業387社、教諭349人

※令和元年7月に県内6会場（仙台、石巻、塩釜、大崎、大河原、気仙沼）で実施。

- ・「新規高卒予定者就職面接会」：企業161社、生徒254人

※令和元年10月に県内2会場（仙台、石巻）で実施。

(%) 新規高等学校卒業予定者の内定率の年別推移（9月末）



【2 大学等】

仙台新卒応援ハローワークを中心に、大学等との連携強化による出張相談、就職支援セミナー等を実施します。

○仙台新卒応援ハローワーク支援実績（令和元年9月末）

- ・出張相談：104回、297人
- ・セミナー：13回、361人

★今後の予定★

- みやぎ合同就職面接会（仮称）
※2020年3月高卒及び大卒等、既卒、35歳未満若年求職者対象（1～2月開催予定）
- 業界セミナー（12月）、就職ガイダンス（3月）

【3 関係機関との連携・協力した支援】

県、仙台市、労働団体、事業主団体及び学校関係者を構成員とする「宮城新卒者等人材確保推進本部会議」を令和元年5月27日開催。

新卒者等を取り巻く就職環境等の情報共有を図り、就職・採用応援プランやメッセージを作成・発信し、地域の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施します。



若者や就職氷河期世代の活躍促進

【4 ユースエール認定制度の周知、普及の取組】

一定の労務管理体制が整備されており、若者の採用・育成に積極的で、定着状況や研修体制等の採用情報を積極的に公表する中小企業を積極的に確保・支援していきます。

宮城労働局管内の
ユースエール認定企業数：9社
(令和元年10月15日現在)

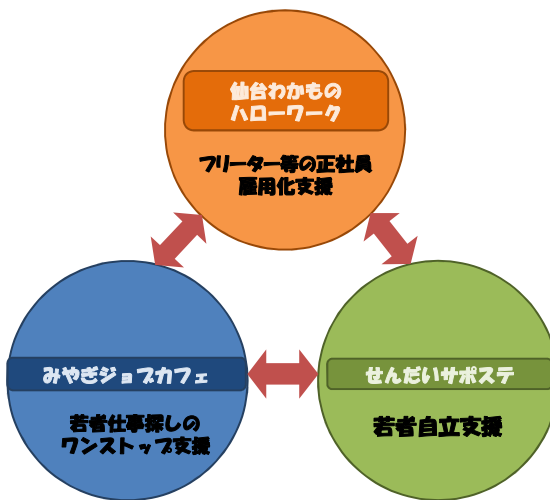


↑ 認定証交付式の様子

宮城県や関係機関との連携による若年者就職支援

「地域若者サポートステーション」(仙台市、石巻市、大崎市に設置)との連携により、若年無業者の就業意欲の啓発や職業的自立支援を推進します。

また、「みやぎジョブカフェ」(みやぎ若年者就職支援センター)と仙台新卒応援ハローワークが一体となった就職支援や、若年者地域連携事業の効果的な実施により、若年者の就職進に向けた支援を推進します。



フリーター等の正社員就職の推進

フリーター等の支援については、「仙台わかものハローワーク」及び「わかもの支援窓口」等において、担当者制により、個々のニーズや能力に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介、就職支援セミナーの開催等、正社員就職に向けた支援を実施します。

仙台わかものハローワーク・わかもの支援窓口の実績 (H30年度)

新規登録者数	相談件数	就職者数
1,326人	7,989人	1,633人

就職氷河期世代の就職支援

「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太の方針)において「就職氷河期世代支援プログラム」が策定され、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づく各種施策に積極的に取り組むこととしており、令和2年度からの実施に向けた体制整備を図ることとしています。

一方で、同世代に対する支援は喫緊の課題であり、現体制であっても、可能な範囲で先行的に取り組めるものは実施する必要がある、今年度から以下のとおり窓口を設置しております。

【就職氷河期世代を支援する窓口の設置】

1 1月1日よりハローワーク仙台に就職氷河期世代を対象とした「就職支援コーナー(就職氷河期世代支援窓口)」を設置しています。当該世代は、その就職期がバブル崩壊後の厳しい経済状況にあったが故に、個々人の意思等によらず、未就職、不安定就労等を余儀なくされ、引き続きその影響を受けている方であり、その活躍に向けて引き続き支援していきます。



人材育成の強化

公的職業訓練等について、ハロートレーニングアンバサダーによる職業訓練等の周知や、地域のニーズに即した公的職業訓練等の展開、受講あっせん等の推進に取り組んでいる。また、人材開発支援助成金を活用した企業の人材育成、キャリア形成の促進等の支援を行っている。

職業訓練を活用した就職支援

- 「宮城県地域訓練協議会」を開催し、求人者・求職者ニーズに対応した職業訓練計画の策定・効果的な推進。
※構成員：有識者、経済団体、労働者団体、能力開発団体、県、教育関係、能力開発施設等
- 離職者向けの支援。



・公共職業訓練(県：委託訓練)の実施状況(8月末現在)

【開講数】 **28コース**(IT:15 OA:3 医療事務:2 介護:4 介護福祉:1 保育士:1 その他:2) **定員計533名**
【受講者数】 コース合計：**409名(充足率76.7%)** (前年同月81.8%)

・公共職業訓練(ポリテクセンター)の実施状況(8月末現在)

【開講数】 **20コース**(電気設備技術科、住宅建築工事科、ものづくり系訓練)
定員計316名
【受講者数】 コース合計：**276名(充足率87.3%)** (前年同月81.1%)

・求職者支援訓練の実施状況(8月末現在)

【開講数】 基礎コース：**5コース 定員 90名**
実践コース：**9コース 定員124名**
【受講者数】 基礎コース：**42名(充足率46.7%)** (前年同月56.3%)
実践コース：**68名(充足率54.8%)** (前年同月59.9%)

- 訓練修了後の就職支援の強化。
訓練修了前1ヶ月を目途に、未内定の訓練生に就職相談を義務化。
訓練中に習得した技術・資格等を確認のうえ、的確な職業相談を実施。

公的職業訓練の修了3か月後の就職件数(8月末現在)
665件 (前年同月 733件)

公的職業訓練(愛称：ハロートレーニング)の周知

AKB48チーム8の佐藤朱さんが 1日宮城労働局長に！！

ハロートレーニングを広く県民の皆さまに知っていただくため、ハロートレーニングアンバサダーであるAKB48チーム8の佐藤朱さん(宮城県出身)が宮城労働局長として、ハローワーク仙台で行われる求職者を対象とした職業訓練体験会に参加、職業訓練をPRします。11月29日(金)予定。



企業・在職者向けの支援

- 機械分野・電気、電子分野・建築分野・工場管理分野等のセミナーの実施の他、企業の要望に応じたオーダーメイドの訓練の設定。
- 人材開発支援助成金の周知及び利用促進
従業員に対し、自社で必要なスキル等の訓練計画を策定し、実施した場合や人材育成制度を導入し従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

人材開発支援助成金(9月末現在)

【支給決定件数】 **197件** (前年同月 336件)

※旧キャリア形成促進助成金、旧キャリアアップ助成金(人材育成コース)を含む。

民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

労働者派遣事業が適正に運営されるよう、労働者派遣事業者に対し適正な事業運営に向けた法制度の周知と指導監督を実施している。また、求職者が安心して職業を選択し、労働条件等を的確に選択環境を整えるため、職業紹介事業者等の適正な事業運営について指導監督を実施している。

周 知 啓 発

派遣労働者の保護及び就業条件確保を図るため、派遣元・派遣先事業所、労働者等に対して改正労働者派遣法の周知と関係法令の遵守徹底を図るためのセミナー等を開催

① 2020年4月施行改正労働者派遣法の周知

派遣労働者の不合理な待遇差を解消し、雇用形態に関わらない公正な待遇を実現するための改正労働者派遣法の周知

セミナー・説明会の実施（9月末現在）

◆派遣元事業所対象セミナー

開催回数 10回 参加人数 464人

◆派遣先事業所対象セミナー

開催回数 14回 参加人数 430人

◆今後開催予定

派遣元・派遣先等対象

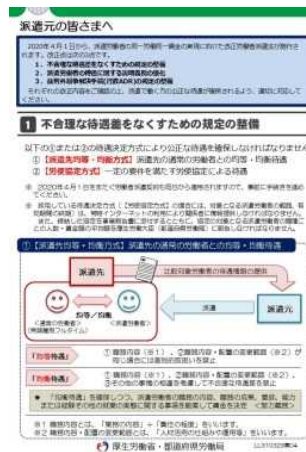
開催回数 12回 定員 600人

② 労働者に対する周知

セミナーの実施

◆求職者を対象とした派遣法のセミナー

開催回数 6回 参加人数 179人



指 導 監 督

労働者派遣事業及び職業紹介事業が適正に運営されるよう、派遣元事業者等に対する指導監督を計画的に行い、不適切な状況が確認された場合には是正指導を実施

指導監督の実施状況（9月末の状況）

	令和元年度		平成30年度	
	指導件数	うち是正指導件数	指導件数	うち是正指導件数
派遣元事業所	92	56	78	57
派遣先事業所	22	3	16	6
請負事業所(※1)	61	2	0	0
職業紹介事業者	25	14	15	12

注※1 労働者派遣事業が全て許可制度に移行。それに伴い派遣事業を廃止した事業所の訪問指導を含む。

特別相談窓口の設置

派遣労働者の「同一労働同一賃金」を実現に向けた改正労働者派遣法の遵守に向けた取り組みを行う事業主や、自身の待遇に悩みを持つ派遣労働者を対象とした「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置。

設置日 令和元年8月1日

設置場所 宮城労働局職業安定部内



職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

育児・介護休業法の確実な周知及び履行確保

男女問わず全ての労働者が仕事と生活を両立できるよう、育児・介護休業法の履行確保を図り、環境整備に積極的に取り組む事業主等を支援するため、法に基づく措置の趣旨、内容等、制度の周知啓発を行い、育児・介護休業制度等の規定整備を進めるとともに、男性の育児休業等取得を支援する助成金の活用促進を図っている。

◆両立支援等助成金

従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して助成

* () 内は昨年同時期

コース名	申請件数 (令和元年9月末現在)
出生時両立支援コース(男性の育休)	78件(47件)
介護離職防止支援コース	6件(2件)
育児休業等支援コース	55件(49件)

育児休業取得率の推移(全国)

年度	女性	男性
平成26年度	86.6%	2.30%
平成27年度	81.5%	2.65%
平成28年度	81.8%	3.16%
平成29年度	83.2%	5.14%
平成30年度	82.2%	6.16%

【両立支援等助成金支給事例】

男性労働者1名が約6ヵ月の育児休業を取得

株式会社 佐浦 ※日本酒「浦霞」の製造元
[宮城県塩竈市]

○企業概要

事業内容: 清酒の製造・販売、ゴルフ場経営
従業員数: 121名(パートタイム労働者等含む)

[助成額: 5.7万円]



○育児休業取得に係る取組み

育児休業取得者の代替要員の確保

- ・育児休業取得者は、製品(酒)の品質管理部門に所属。担当部署では、4名が宿直勤務も含めたシフト制勤務により業務を実施。
- ・派遣労働者を新たに2人採用し代替要員を確保。同部署の他の労働者の負担の増加を抑制。

育児休業取得者の職場復帰後の支援

- ・育児休業取得者が職場に復帰後も面談等を実施し、仕事面その他家庭や育児に関することをきめ細かくフォロー。

社内報を活用し、育児休業取得を促進

- ・当該企業では、社内報を用いて育児休業を男性も取得できる旨周知。
- ・社内報には育児休業中の給付の他、家庭でのメリットを記載。

次世代育成支援対策の推進

労働者が子供を産み育てながら働きやすい職場環境を整備し、企業による自主的な取組みを促進するため、くるみん、プラチナくるみんの認定申請に向けて積極的な働きかけを行っている。

●次世代育成支援対策推進法関係

(くるみん)

	全国	宮城
令和元年度 9月末現在	3,211社	33社



(プラチナくるみん)

	全国	宮城
令和元年度 9月末現在	330社	3社



「子育てサポート企業」として本年度5社認定しました



◆認定企業

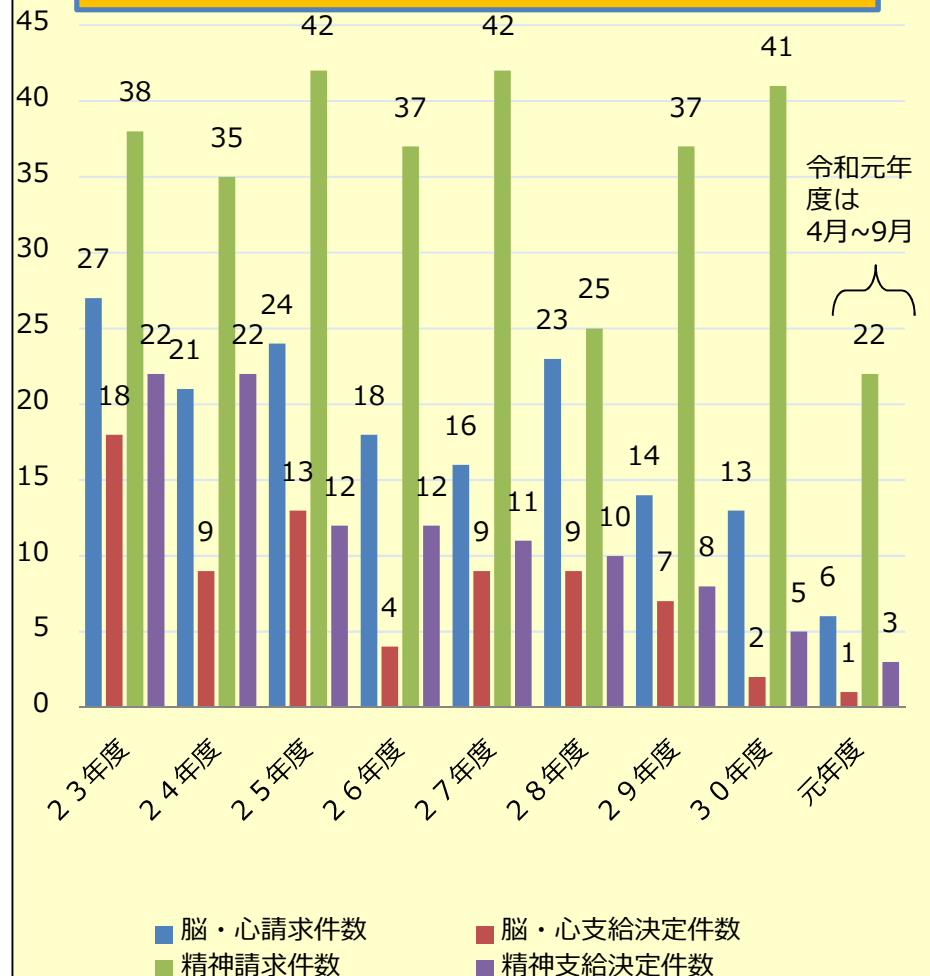
- ・株式会社 復建技術コンサルタント
- ・株式会社 エコプラス
- ・公益財団法人 宮城県公害衛生検査センター
- ・株式会社 セントラル伸光
- ・PFU東日本 株式会社

安心して働くための労働保険制度の適正な運営

労災保険給付の迅速・適正な処理等

脳・心臓疾患や精神障害事案を含むすべての労災請求事案に対して、認定基準等に基づき迅速かつ適正な労災認定を行っている。

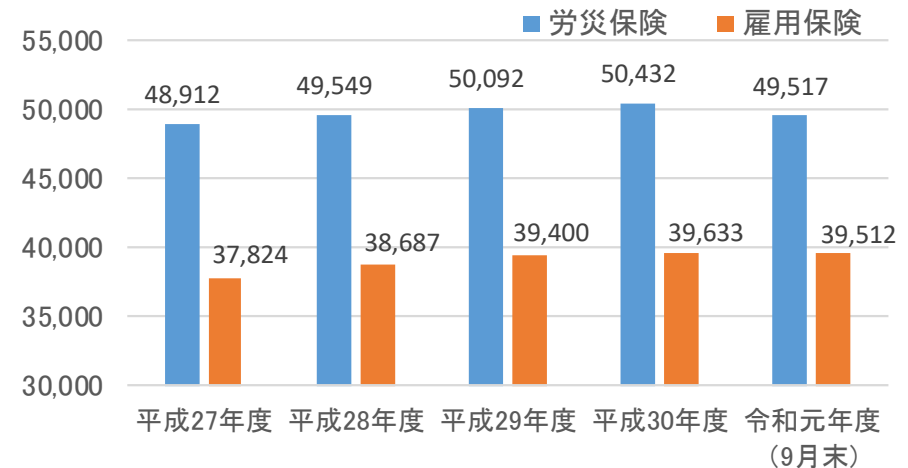
宮城県における脳・心、精神労災請求等の状況



労働保険の未手続事業一掃対策の推進

労働保険の未手続事業を一掃するため、未手続事業の把握や加入勧奨を積極的に行い、自主的に成立手続きを取らない事業主については、職権成立手続きを行っている。

●労働保険適用事業場数の推移



●参考：新規成立事業数(継続事業)

		労災保険	雇用保険
令和元年度	(9月末)	886	862
平成30年度	(9月末)	919	881
	(年度末)	1,894	1,735
平成29年度	(年度末)	1,804	1,950

